

Title	スウェーデン犯罪防止委員会の報告書概観(一九八一年)
Sub Title	A brief survey on the reports of national Swedish council for crime prevention (BRA) in 1981
Author	坂田, 仁(Sakata, Jin)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1982
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.55, No.5 (1982. 5) ,p.80- 86
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19820515-0080

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

スウェーデン犯罪防止委員会の報告書概観（一九八一年）

坂田 仁

私は、一昨年本誌に「新刑罰体系」と題する、スウェーデン犯罪防止委員会刑事政策部会の報告書の抄訳を發表する機会を得た。⁽¹⁾この委員会は、一九七三年四月に議会で提案され、一九七四年に発足した、政府に直屬する犯罪防止のための独立の研究、諮問機関である。⁽²⁾委員会は、事務局の他に、(1)犯罪予防 (Brottskydd) (2)犯罪予測 (Prognoser) (3)広報 (Information) (4)薬物 (Narkotika) (5)社会福祉機関、学校、警察の協力 (Samarbete socialvård, skola och polis) (6)学齢期の児童及び少年に対する犯罪防止活動 (Brottsförbyggande verksamhet bland barn och ungdom i skoldern) (7)犯罪者の社会復帰援助 (Anpassningsstöd åt straffade) (8)法と権利 (Lag och rätt) (9)刑事政策 (Kriminalpolitisk arbetsgrupp) の九個の作業部会が設けられている。なかであげた「新刑罰体系」は、最後の刑事政策部会の發表したものである。

犯罪防止委員会は、その研究調査活動の結果を毎年報告書の形で發表しているが、昨年（一九八一年）中には、次の五つの報告書が發表されている。

- 1' Brottsutvecklingen, Lägesrapport 1981, Rapport 1981 : 1. (犯罪の趨勢)
- 2' Ekonomisk brottslighet vid import och export (av Dan Magnusen), Rapport 1981 : 2. (輸入及び輸出に伴う経済犯罪)
- 3' Avvikande delkultur—en teoretisk och empirisk granskning (av Malin Persson), Rapport 1981 : 3 (逸脱的³下位文化——理論的經驗的研究)
- 4' Narkotikamisbruk och kriminalitet i Kopparbergs län (av Lars Hammar och Ryszard Szulkin), Rapport 1981 : 4. (ナールムスリヤ州における薬物乱用と犯罪)

5. Internationella erfarenheter av beteckningar inom kriminalvården——en literaturoversikt (av Lars von Knorring), Rapport 1961: 5. (矯正保護領域における行動療法の国際的な経験——文献概観)

第一の報告書は、一九八〇年の犯罪のすう勢の分析である。犯罪防止委員会では、その創立以来、毎年その前年のスウェーデン国内の犯罪のすう勢を報告書としてまとめている。その目的は、その前年の犯罪の実態を分析することのほかに、その年の三月までの実態からその年の犯罪の状況を予想して、犯罪防止計画の策定に役立てることにあつた。しかし一九八一年については、後半の作業は行われていない。分析に当つているのは、委員会の事務局内の専門家グループである。この作業は、一九七四年に法務省から犯罪防止委員会に引きつがれたものである。分析の基礎データは統計中央局の作成している統計資料⁽⁴⁾とその他の特殊調査による資料とである。しかし、本書には、裁判や矯正の実態についての資料はなく、犯罪現象そのものの分析に力点がおかれている。

分析の基礎となつている事実は、警察に告発又は認知された犯罪である。そして、犯罪統計には暗数⁽⁵⁾がつきものであるとの前提から、別に被害調査を実施している。それによるとスウェーデン国民の四分の一〜五分の一は財産犯罪の被害にあり、二〇人に一人は人身犯罪の被害にあつているという。このデータはおおむね警察統計と一致するとされ、警察統計はスウェーデン国内の犯罪現象をは

スウェーデン犯罪防止委員会の報告書概観(一九八一年)

正しく反映していると報告書はみている。しかし一部の財産犯罪については、盗難保険の手續の変化を反映して被害届の提出数が減り、逆に薬物犯罪については検事総長の通達によつて、小犯罪についても公訴が提起されるようになり、警察の捜査活動が活発になつて、薬物犯罪の数の増加につながつていふという。その他、かくれた家庭内暴力の人身犯の数への影響、統計作成上のコーディングの記入ミスの影響が指摘されている。

全体として、一九八〇年の犯罪水準は、前年に比し増加している。その特徴は、詐欺、薬物犯罪の増加である。刑法犯の総数は、七六〇、九一一件、人口十万人当り一一、三八七件で、どちらも過去最高である。これに対し、検挙率は相対的に低くなつていふ理由を、報告書は、社会の監視する目の減少に帰している。

今回の報告書では、一九八一年内の犯罪のすう勢の予想はなされなかつたが、一九八〇年までは、その年の三月までの統計に、過去の年間の犯罪数の変動を加味して、その年の犯罪水準の予測をしていた。ところが、一九八〇年には、予測と現実にくい違いが生じたので、一九八一年の今回の報告書は、この方法を放棄したのである。そのかわりに、社会変動要因⁽⁵⁾を予測因子として取り上げることが示唆されている。

報告書は、人身犯、財産犯、薬物犯罪について最近の特徴を要約している。人身犯の増加率は極端に小さくなつていふ。しかし、人身犯の特殊なタイプである強盗の増加率は高い。これを解釈すると、道具的暴力(det instrumentella valde)は増加し、表出的暴

八一 (六一九)

力 (det expressiva valdet) は減少していることを示すとされる。器物損壊の増加率の減少もこの解釈を支持する。学校での落ちこぼれ、失業、移民問題、家族の離散、薬物などの問題は、下位文化の形成と道具的暴力の増加とを支持する。

薬物犯罪は一九八〇年に爆発的に増え、前年の二倍以上になっている。これには、前述した検事総長の通達の影響もあり、事実として薬物犯罪が増加したか否かは急には決められないという。しかし、薬物犯罪は、社会の薬物問題の拡がりとは非行下位文化の存在の指標であることはまちがいない。

財産犯については、侵入盗、自動車盗は減少、その他の窃盗の増加率も小さいが、これは、一九八〇年の経済状態が上向いて来たことと関係がある。一方、詐欺の増加が激しく、窃盗から詐欺への行為形態の変化があるとされる。報告書は、経済犯罪を詐欺の範疇に入れて考えており、新しい犯罪技術及び犯罪を誘発する機会構造の成立と、社会の側での経済犯罪の犯罪構造の定義づけ及び経済犯罪による利益の監視体制についてふれている。

以上を総論として、報告書は、個々の犯罪について一九五〇年以来的傾向の分析を行っている。

人身犯は、一九八〇年には二五、〇六二に達しており、前年比六％の増加である。一九五〇年からの比較では、人口一〇万人当りの数で二倍以上になっている。その間一九六五年に大巾な事件増があったが、それは警察の中央集権化と関係があるとされている。

強姦は、一九八〇年には八五五件あった。一九五〇年以来増加し

続けているが、暗数が非常に多いと思われる点から軽く扱われている。

強盗は、数こそ少ないが、暴力を伴う点で強い関心をもたれている。一九八〇年には三、四二七件あり、その八七％は個人にむけられ、四分の三は屋外で犯されている。一九五〇年以来的比較では、一〇万人当りの件数で約一〇倍になっている。たゞ、一九七九年には前年比一〇％減になっているが、一九八〇年には又増加に転じている。増加率は一九七七年が最大である。なお、強盗の五〇％弱はストックホルムで起きている。

侵入盗は、一九八〇年には一三九、二一五件発生している。これは全刑法犯の五分の一にあたる。一九五〇年との比較では七倍である。ただ、増加の傾向は一樣でなく、一九七七年をピークにして以後は減少している。

自動車盗も、侵入盗同様波状に件数が変化し、一九七七年をピーク（四、四四九件）に以後減少している。一九八〇年の数は、三四、三〇一件である。

その他の窃盗の一九八〇年の件数は、三四〇、六一四件で、全刑法犯の四五％である。ここでは、侵入盗、自動車盗と異なり、一九七七年以後も幾分増加している。

以上の財産犯（詐欺は除く）の増加に影響を与える事実としては、一九六五年の警察の中央集権化、統計の取り方の変化、保険約款の変化、ヘルメット着用義務のオートバイ盗への影響、薬物常用者の侵入盗への影響がとり上げられている。それと同時に、検挙率の低

下と緩刑化が威嚇力の減退を招き、犯罪を増加させているとの説も紹介されている。

その他、詐欺は、一九八〇年には一〇一、一二二件で、前年比四三%増、器物損壊は、一九八〇年には五九、〇五七件で、一九五〇年以来増加しているが、ピークは一九七七年(六二、三三〇件)である。

以上の他、英米独及び北欧諸国との国際比較、薬物犯罪の分析が載せられている。

本報告書の後半には左記の個人名の研究論文が載せられている。

- (1) Datortekniken och brottslighet (コンピュータ技術と犯罪)
Altur Solarz
 - (2) Om brottslighet i svenska kommuner (スウェーデンの犯罪率)
Eckart Kahlhorn
 - (3) Farre inbrott med operation märkning (所有登録による侵入盗の減少)
Johannes Knutsson
 - (4) Omfattningen av den ekonomiska brottsligheten (経済犯罪の範囲)
Dan Magnusson
 - (5) Lagstiftningsåtgärder mot ekonomisk brottslighet (経済犯罪に対する立法措置)
Dag Victor
 - (6) Stockholms kommuns åtgärdsprogram mot organiserad och ekonomisk brottslighet (ストックホルム市における「組織犯罪及び経済犯罪に対する措置計画」)
Stina Holmberg
- 第二の報告書は、輸出入に伴う経済犯罪の経験的研究である。研

スウェーデン犯罪防止委員会の報告書概観(一九八一年)

究は、経済犯罪の諸形式と経済犯罪の規模の二部に分れている。

経済犯罪の定義については、法的定義はもちろん無く、学者の定義も区々で、定まったものはない。ここでは、議会の法務委員会の定義が用いられている。即ち、経済犯罪とは、経済的利益の獲得を直接動機とする犯罪を指し、その行動が産業活動の枠の中で継続的組織的に行われるものとされる。また、個々の詐欺、脱税などの犯罪であつても、規模が巨大であつたり、社会的影響の大きいものも経済的犯罪にふくめられる。しかし、組織的な薬物犯罪、組織的売春、不法な賭博などの組織的犯罪は、経済犯罪にふくめない。産業活動と関係なく個人が実行した伝統的な財産犯罪も経済犯罪とはみなさない。

経済犯罪の形態として、四〇種類の形式が分類提示され、規模の面では、調査の結果ある関税事務所でのトラックによる輸入では二六〇万クローネに相当する不正輸入があつたとされる。これから全国の不正輸入の規模はおおよそ一七億クローネと推定される。

第三の報告書は、非行下位文化の文献研究である。主に英語文献を用いて、下位文化の概念の歴史的展開をシカゴ学派の影響という流れの中でとらえている。著者は「subculture」の語に対してスウェーデン語の表現として「delkultur」や「subkultur」の二つの語を充てているが、前者を多用している。

非行下位文化の内容としては「Kobrin, S., Cohen, A., Miller, W., Cloward, R and Ohlin, L., Yinger, M., Yablonsky, L., の理論が

紹介されている。著者は、下位文化として、薬物文化と刑務所文化とに力点をおいている。薬物文化については、*retreatist*のいわゆる「二重の失敗」に批判的である。大麻の乱用者は、西欧世界の生活スタイルに反する正しい生活スタイルの担い手だと自認しているという推測をしている。刑務所文化においては、ウラ・ボンデソン（Ulla Bondeson）等を引用し、それによつて、施設収容者は収容中に犯罪傾向をもつた態度を身につけるとしている。刑務所文化の本質は、収容者の苦痛と変質とをもたらすところにある。著者によれば、葛藤型の下位文化はスウェーデン社会には無縁のものである。これらの指摘は、スウェーデンには、アメリカや日本のような組織的な反社会集団のないことを想起させる。

著者の興味があるとしていることは、「外見的には異なるように見えても、法と犯罪に対する犯罪者と非犯罪者の態度の相違は、予想ほど大きくない。」ということである。大卒の規範は社会全体に妥当し、国家によつて法を通して強制されるが、個別的規範は、様々な集団に対して下位文化として妥当し、その集団内での遵守が求められる。即ち、*daktilur*（部分文化）である。

結論的に著者は、下位文化という表現よりは生活様式という表現が適切であるとの考えを示す。

巻末には二〇ページに及ぶ英語及び北欧語の文献の一覧がある。

第四の報告書は、スウェーデンの一地方における薬物と犯罪に關する実態報告である。

研究の対象になつているコッパルベリイ州は人口二八万余（スウェーデンの全人口の三・四％）、面積二万八千方料の森林州で、過疎地帯のひとつである。失業率二・三％（国平均二・一％）、生活保護受給率二・九％（同四・三％）、禁酒保護法上の措置対象者一、〇〇〇人当り一・四（同一・二）、犯罪率一万人当り六七一（同九八四）である。薬物犯罪は、一万人当り一八（全国では二七）である。

調査結果は、薬物の乱用の規模、乱用の性質（薬物の種類、使用回数など）、乱用者の年齢、性別、地域的分布に分けて示されている。乱用される薬物は、大麻が主で（五〇％）、大麻と他の薬物の双方の乱用を入れると九五％になる。これ以外の薬物の乱用は、全国平均よりずっと少ない。性別では男、年齢では二〇～二九歳が多く、これは全国平均と変らない。軽度の乱用者が多く、重い乱用者は一人当り四九で全国平均（九二）よりはるかに少ない。乱用者のする犯罪は、詐欺などの財産犯が多い。乱用が犯罪を促進する要素になり得るかという点については肯定的である。ストックホルム市との比較では、後者に非行性の進んだ薬物乱用者の多いことが示されている。

第五の報告書は、行動療法についての文献研究である。主として、一九七〇年以降の英文の行動療法に関する文献資料を用いて、行動療法の矯正保護領域での応用の国際的状況を紹介している。

行動療法は、実験心理学的知見にもとづいて精神障害者などに実施されているものであり、その矯正保護領域での適用について、論

理的問題と適用対象とが扱われている。

倫理的問題は、患者が自ら援助を求めて来る医療の領域では特別な問題を生じないが（それでも、洗脳につながるものとして多数の批判が米国で行動療法に向けられており、倫理綱領の作成が検討されている）、⁶、強制を中核とする矯正保護領域では、これが当然問題になる。マコノキーのいわゆる善時制は、非体系的な一種の行動療法的手段であることが述べられ、行動療法として行われるものについては、個々のケースに即して倫理上の問題を処理した上で、試行されるべきだとされる。

矯正保護領域での行動療法の適用には三つのタイプがある。第一は、性犯罪者、薬物乱用者、強迫神経症など個人的な偏倚者を対象とするものである。このうち、薬物乱用者への適用については批判が紹介されている。第二は、施設内での行動の変容を求めるものであり、この形での適用が九〇%以上だとされる。代表的な六種のプログラムが紹介されている。第三は、社会内処遇と結合して用いられているもので、特に、行動療法的家族療法が紹介されている。

ここでは、非行少年を出している家族を中心に、その親に対して行動療法的接近をした例がいくつか紹介されている。中でも、マンクサンダーとパーソンスの研究結果が、行動療法の有効性を示すものとされている。それによると、再犯率の点で、行動療法的家族療法は二六%で一番低く、対象者中心療法、折衷的心理力動的家族療法などよりはるかに再犯率が低かったという。その他、一般的に、少年に対して用いられるときに比較的效果があることが示されている。

スウェーデン犯罪防止委員会の報告書概観（一九八一年）

る。

一九七七年に犯罪防止委員会は、政府から経済犯罪に対する取締立法の検討を委託されており、これまで紹介した資料の中に経済犯罪に関するものが比較的多いのも、この理由による。この政府の委託に応ずるものとして、犯罪防止委員会は、一九八一年中に左記の四点の報告書を以上とは別に発表しているが、ここでは、書名の紹介のみにとめておきたい。

6. Bokförföringsbrott, PM 1981: 1 (含許帳簿犯罪)

7. Illegal kreaturshandel, PM 1981: 2 (違法な動物取引)

8. Dold ekonomi, kontrolliniva och samhällsmoral, PM 1981: 3.

(隠された経済、取締水準と社会道徳)

9. Det likvida fusket, PM 1981: 4. (偽造)

右の他、犯罪防止委員会は機関誌 BRA APROPA を発行している。一九八一年には六号まで発行された。

(1) 法学研究五二巻一二号五八頁以下

(2) Brottsförebyggande rådet, en presentation, Jan 1974, Kriminalologisk forskning, SOU 1973: 35, pp. 97 ff. cf.

(3) 発足当時の委員は、左記の通りである。

Birgitta Alexandersson, förebundsjurist, LO, Gösta Carlsson, professor, Stockholm Univ., Sten Heckscher, jur. kand., Svea Hovrätt, Per Jernsten, departement råd, Justitiedepartementet, Bo Martinsson, generaldirektör, Kriminalvårdsstyrelsen, Holger Romander, Riksklagare, Carl-Edvard Sturkell, rät-

八五 (六三三)

tschef, Socialdepartementet, Knut Sveri, professor, Kriminalvetenskapliga institutet, Hans Thornstedt, professor, Stockholm Univ.

(4) Statistiska centralbyrån, Rättsstatistisk årsbok.

(5) Eckart Kühlhorn, Om brottslighet i svenska kommuner, Brotsutvecklingen, Rapport 1981 : 1, p. 169. その要因として人口の集中、小住居の居住、家族の離散などが挙げられる。

(6) Dan Magnusson, Ekonomisk brottslighet vid import och export, Rapport 1981 : 2, pp. 205ff. Do, Omfattning av den ekonomiska brottsligheten, Op. cit., Rapport 1981 : 1, pp. 189 ff.

(7) Magnusson, Op. cit., Rapport 1981 : 2, pp. 126. (Ekonomisk brottslighet, JuU 1980/81 : 21, p. 62 46頁参照)

(8) 報告書に token economy の語を用いた点に留意。

(9) J. F. Alexander and B. V. Parsons, Short-term behavioral intervention with delinquent families, J. of Abnormal Psychology, 81/1973, pp. 219-225.

〔後記〕 以上の著者は、スウェーデンストックホルム大学のダ・スベリ教授の御好意により、犯罪防止委員会より筆者に送られた資料の提供である。上記の記述は、同教授に対し心から謝意を表した。